

## 富良野市立麓郷小中学校コミュニティ・スクール協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富良野市コミュニティ・スクール協議会設置規則（平成29年度教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）に基づき設置する富良野市立麓郷小中学校コミュニティ・スクール協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 協議会は、富良野市立麓郷小中学校（以下「学校」という。）の児童の保護者及び地域の住民の学校運営への参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校、保護者及び地域の住民との信頼関係を深め、これらの者と一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

### (委員)

第3条 協議会は、規則第5条の規定により任命された委員をもって構成し、委員の総数は15名以内とし、任期は2年間とする。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の校長、その他教職員
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

### (守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会の運営に著しい支障をきたすような行為
- (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用する行為
- (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

### (役員・職務等)

第5条 協議会に次の役員を置くものとし、その任期は2年とする。ただし、役員は再任されることが出来る。

- (1) 会長1名
  - (2) 副会長1名
- 2 役員を選出は、委員の互選によって行うものとする。
- 3 役員職務は次の通りとする。
- (1) 会長は協議会を代表して会務を統括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、規則第12条に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 協議会の会議は、年5回程度開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるとき、及び委員の過半数の者が必要と認めるときは、臨時に会議を開催することができる。
- (2) 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立し、議事の決議は、全会一致を原則とする。ただし、全会一致をみない場合は、出席委員の過半数で決することとする。
- (3) 会長は、必要に応じ、議事に関連する保護者・地域住民・学校教職員など関係者の出席を求めることができるものとし、校長は必要に応じて学校教職員を出席させることができるものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

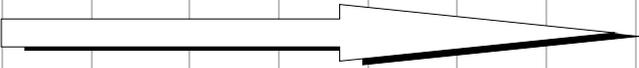
# 麓郷小中学校コミュニティー・スクール協議会

## 1 目的

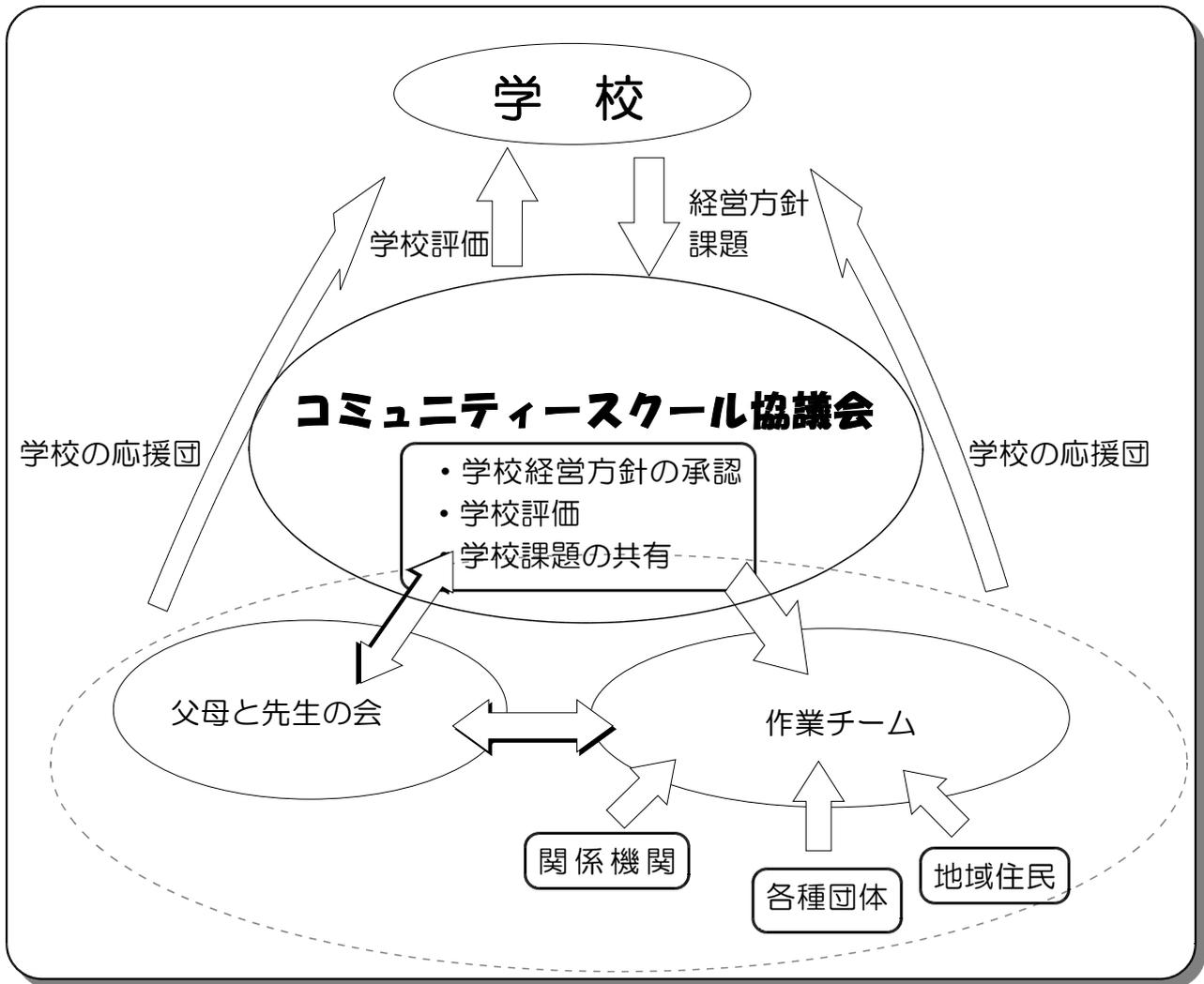
児童の保護者及び地域の住民の学校運営への参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校、保護者及び地域の住民との信頼関係を深め、これらの者と一体となって学校運営の改善及び児童の健全育成に取り組む。

2 委員 12名 任期は2年間

## 3 学校運営協議会運営計画

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
第一回協議会 (学校経営方針の説明・承認)				第二回協議会 (学校経営の中間評価)			第三回協議会 (意見交換)			第四回協議会 (学校評価及び次年度の構想)	
 <p>より充実したCSに向けて</p>											

# 麓郷小中学校コミュニティースクールイマージュ



- ※
- ・ 学校課題ごとに必要に応じて、作業チームを組織して課題解決にあたる。
  - ・ 父母と先生の会と連携して課題解決にあたる。
  - ・ 地域、保護者への情報発信に努める。

## 4 学校運営協議会で話し合う内容

- ・ 学校経営方針の承認
- ・ 学校評価
- ・ 学校課題の共有と課題解決の方策について